

以下のような場合には、
自家増殖は制限されません。

- ・ 在来種（地域で代々受け継がれてきた品種）（例：「聖護院大根」、「下仁田ねぎ」、「丹波黒大豆」等）
- ・ 開発後に品種登録されたことがない品種（例：「ふじ」、「コシヒカリ」、「桃太郎（トマト）」等）
- ・ 登録期間が切れた品種（例：「きらら397」、「紅秀峰（サクランボ）」等）
- ・ 育種（品種開発）目的の利用（登録品種も含む）
- ・ 家庭菜園等の趣味の利用



登録品種に関する問い合わせ先

◆登録品種の確認は

種苗の生産（増殖）や販売を行おうとする品種が登録を受けている品種であるか否かの確認については、品種登録ホームページでも確認できます。ただし、正確な情報については、農林水産省の品種登録簿の閲覧または謄写の請求等により、御確認下さい。



品種登録ホームページアドレス
<http://www.hinshu2.maff.go.jp>

◆権利が侵されたかもしれないときは “品種保護Gメン”へ

品種保護Gメンは、

- ① 育成者権の保護・活用に関する相談への助言
- ② 育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
- ③ 育成者権の保護・活用に関する情報の提供
- ④ 育成者権侵害状況記録の作成
- ⑤ 証拠品保管のための種苗等の寄託等を行っています。お気軽に御相談下さい。

品種保護Gメンホームページアドレス
<http://www.naro.affrc.go.jp/ncss/index.html>

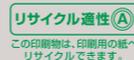
? 詳細は、下記の窓口にお問い合わせください。

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL.03-3502-8111 (代表)
FAX.03-3502-5301

国立研究開発法人農研機構 種苗管理センター

品種保護対策役（通称：品種保護Gメン）
TEL.029-838-6589
E-mail hinsyu_gmen@naro.affrc.go.jp



登録品種の 種苗は 適正に利用しましょう!!



**登録品種は、種苗法に基づいて
育成者権が与えられ保護されています。**

無断で登録品種の種苗を利用することは種苗法違反です。
(種苗法第20条)

登録品種の種苗を販売する際は登録品種名を使用しなければなりません。
(種苗法第22条)

登録品種と紛らわしい表示は種苗法違反です。
(種苗法第56条)



農林水産省



登録品種の種苗を販売している方は
以下のことに注意しましょう!

権利者、種苗会社、団体(全農、専門連)等

↓ 種苗の購入(カタログ購入、ネット購入等)

農協等

小売業者
(ホームセンター等)

購入した種苗を販売する際は登録品種であるか否か、権利が有効であるか否か、権利者から適性に譲渡されたものか確認しましょう!

購入した登録品種の種苗を増殖する際は、権利者の許諾が必要です。

購入した登録品種の種苗を無断で増殖し、販売(譲渡)することは種苗法違反です!

登録品種の種苗を販売する際は登録品種名を明記しましょう。また、登録品種でない種苗に登録品種である旨の表示を付けることは種苗法違反です。

↓ 種苗の譲渡
(店頭販売、カタログ販売、ネット販売等)

農家等

一般の消費者

登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。



農業者の皆さん！気軽に穂木や種子などを他者に渡していませんか？

安易な登録品種の種苗の譲渡は、育成者権を侵害するばかりでなく、逆輸入など、その品種を生産している他の農家の皆さんにも甚大な影響を及ぼしかねません。種苗法を十分に理解し、産地づくりの柱となる優良品種を守りましょう！

自家増殖とは、収穫物の一部を次の作付けのための種苗として用いることであり、農業者にのみ認められているものです。

自家増殖が認められているのは、①農業者が、②正規に種苗を購入し、③その種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の経営において種苗として用いる場合です。ただし、④自家増殖に育成者権が及ぶ植物に属する登録品種でない場合に限ります。また、契約で自家増殖を制限されている場合も認められません。

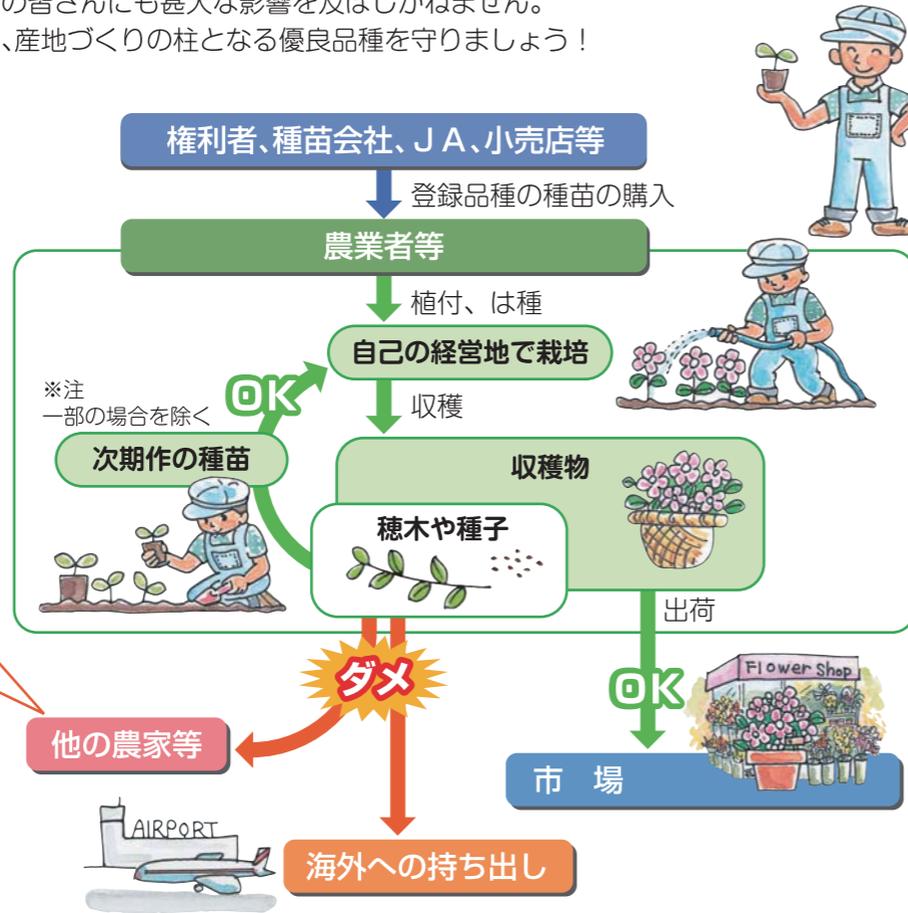
自分の果樹の枝(穂木、剪定枝等)や採種した種子を他の農家等に渡すこと(譲渡)は有償無償を問わず種苗法に違反します。

【例えば…】

- ◆他産地からの見学者におみやげとして穂木や種子を渡していませんか？

※注意 こんな場合は、農業者等でも権利者の利用許諾が必要です。

- ◆栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物(右表参照)を増殖する場合
- ◆果樹の苗木を専門業者に委託して増殖してもらう場合
- ◆きのこの種菌を殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別な施設で増殖する場合
- ◆購入した種苗をそのまま増殖用に用いる場合(自己の経営内で用いる場合も含む)
- ◆自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合(有償、無償を問わない)



自家増殖に許諾が必要となる植物は、随時追加されていきます。それらの植物を無断で自家増殖することは、種苗法に違反します。

種苗(種菌)を適正に利用することで、生産性の向上や生産物の品質向上につながります。自家増殖に許諾が必要となる植物は、「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」*により検討され、随時追加されていきます。

最新の情報は品種登録ホームページで確認してください。

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/act/seido.html>

*「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」(平成28年3月30日開催の農業者の自家増殖に関する検討会において合意) <http://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/hogo.html>

自家増殖に許諾が必要となる植物の例(種苗法施行規則別表第3掲載の植物の一部を掲載)

野菜	オクラ、クワイ、カブ、カリフラワー、キャベツ、キュウリ、ケール、スイカ、ダイコン、トマト、ナス、ニンジン、ブロッコリー、メロン、ヤーコン、ワケギ など
果樹	アセロラ、カリン、クルミ、スグリ、ナツメ、バナナ、パパイヤ、バンレイシ など
草花類	アイリス、アガパンthus、アグラオネマ、アザミ、アジアナム、アルストロメリア、アロエ、アロカーシア、イソトマ、イワダレソウ、イワヒバ、ヴァーレンベルギア、エオニウム、エクサクム、エスキナンツス、エピデンドラム、エビネ、エリシムム、エリンギウム、オーニソガラム、オドントグロッサム、オリヅルラン、オンシジウム、ガーベラ、カスミソウ、カトレア、カーネーション、カラテア、カランコエ、カリブラコア、カンナ、クラッスラ、クンシラン、クレマチス、グロリオサ、ジゴカクタス、シンビジウム、スパシフィラム、セネキオ(シネリアを除く)、セントポーリア、ソリダステル、タゲテス、チューリップ、ツユクサ、ディーフェンバキア、デンドロビウム、トケイソウ、ネリネ、ハナキリン、ハワーシア、バンダ、ヒアシンス、ピレア、ヒロデンドロン、ファレノプシス、フリージア、ペチュニア、ヘメロカリス、ペラルゴニウム、ヘレボルス、ハウセンカ、ミムルス、ミルトニア、リコリス、リナリア、リンドウ、レウカンテムム、ローダンセマム など
観賞樹	アカシア、アジサイ、アデニウム、アフランドラ、イワナンテン、エゴノキ、エニシダ、カナメモチ、ガマズミ、カラタチ、カンノンチク、キダチチョウセンアサガオ、キョウチクトウ、クチナシ、クルシア、クレロデンドルム、クロバナロウバイ、ゲッケイジュ、コルムネア、シラタマノキ、セルリア、タバコソウ、ツタ、デイゴ、ディジゴテカ、デロスペルマ、ドウダンツツジ、ドゥランタ、トキワマンサク、ナナカマド、ニレ、ネムノキ、ノウゼンカズラ、ノリナ、パキラ、ハナズオウ、バラ、ヒサカキ、フジ、ヘーベ、ポインセチア、マダケ、ミヤマシキミ、ムラサキシキブ、メディニラ、メラレウカ、モクレン、ヤツデ、ヤナギ、ラウアンドゥラ、ルクリア、ルスクス など
きのこ	きくらげ、くりたけ、くろあわびたけ、しいたけ、しろたもぎたけ、たもぎたけ、つくりたけ、はなびらたけ、ひらたけ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まんねんたけ、むきたけ、むらさきしめじ、やなぎまつたけ など